

令和８年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

１．業務の目的

この実施要領は、本市が令和８年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルにおいて、必要な事項を定めるものである。

２．業務の概要

（１）業務名

令和８年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務

（２）業務内容

令和８年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）対象公園

公園名 スパッシュランドパーク

所在地 白石市小原字供養下 地内

（４）提案上限額

３，５００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月２６日まで

（６）支払条件

完了払い

３．審査方法

審査は、提案書による審査を行う。

４．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

（１）本業務の見積合わせ時に、白石市競争入札参加資格者名簿（その他の業務委託）（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。（本業務に係る提案書提出にあたって、資格者名簿に登録されている必要はないが、最優秀提案者と決定さ

れた際は、見積合わせまでに資格者名簿への登録申請を行い、登録が完了していること。※登録までに約２週間程度要。）

（２）参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を本市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

（３）参加者は、公示日を基準とした過去１０年以内に、国または地方公共団体等が発注した公園整備に関する調査又は計画策定支援業務の履行実績を有していること。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（５）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条及び白石市暴力団排除条例（平成２４年条例第２６条）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者でないこと。

（７）政治団体（政治資金改正法（昭和２３年法律第１９４条）第３条に規定するもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条の規定によるもの）に該当する者でないこと。

５．実施要領等の入手方法

実施要領、参加表明書その他の資料・様式は、白石市建設部都市創造課で受領するか、または白石市ホームページからダウンロードすること。

※ホームページ（<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/24/40492.html>）

６．実施スケジュール

	年月日	内容
１	令和８年８月１７日（月）	実施要領等公表、質問受付
２	令和８年８月２４日（月）	質問書の受付終了
３	令和８年８月２７日（木）	質問書への回答
４	令和８年８月３１日（月）	参加表明書の提出期限
５	令和８年９月１７日（木）	提案書の提出期限

6	令和8年9月下旬	審査（書類・プレゼンテーション）
7	令和8年10月上旬	最優秀提案者結果通知及び公表
8	令和8年10月中旬	見積合わせ・契約締結

※スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

7. 質問書の受付及び回答

（1）提出期限 令和8年8月24日（月）【必着】

※受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

（2）提出場所 白石市建設部都市創造課

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電話番号 0224-22-1325

（3）提出方法 持参又はFAX若しくはメールにより提出すること。（様式第1号）

FAX：0224-22-1329

メールアドレス：toshi@city.shiroishi.miyagi.jp

※到達を必ず電話確認すること。

（4）回答日 令和8年8月27日（木）午後5時15分までに回答。

（5）回答方法 質問書提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を市ホームページへ掲載し公表する。ただし、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。

※回答にあたっては、質問者名は公表しない。

※質問の回答内容は仕様書の追加または修正とみなす。

8. 参加表明書の提出書類等

（1）提出期限 令和8年8月31日（月）【必着】

※受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

（2）提出場所 7-（2）と同じ。

（3）提出方法 持参又は郵送により提出すること。

（4）提出書類

①参加表明書（様式第2号）

②会社の概要を確認できる書類

③履行実績を確認できる書類

9. 提案書等の提出書類等

(1) 提出書類

提案書（様式第3号）に次の書類を添付し提出すること。提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行き、副本には提案者名等特定することができる内容は記載しないこと。

①提案内容を記載した書類（任意様式）。

※提案内容は、業務実績、業務目的、実施方針、業務スケジュールの順番で具体的に記載すること。

※専門知識を有しない者でも理解できる文章・表等を用いて簡潔に記載すること。

※提案書の用紙サイズは、基本的にA4（必要に応じてA3の折込みも可）とする。また、表紙及び目次を除き、頁番号を紙面下に付すこと。

②委託金額提案書（様式第4号）

※委託金額提案書には、本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書も添付すること。なお、委託金額提案書は提案上限額の領域内で提案すること。

(2) 提出期間 令和8年8月17日（月）～令和8年9月17日（木）【必着】

※受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出場所 7-(2)と同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

(5) 提出部数 提案書正本1部、提案書副本9部、電子媒体（CD-ROM）1部

(6) その他

①提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

10. 選定方法

(1) 提案書の審査

令和8年度 白石市公園整備構想整備計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、最優秀提案者を選定する。

(2) プレゼンテーションの日程等

開催日時、場所、出席者数の制限等については、提案書を提出した者に対して別途連絡する。

(3) 提案書等審査

①提案者から提出された提案書等を基に、プレゼンテーション（１５分程度）及び質疑応答（１０分程度）を非公開により実施する。

②①を踏まえ、「（５）評価項目及び配点」に基づいて評価し、最も優れている提案者を最優秀提案者として選定する。

③評価点の合計が１００点満点のうち、６０点に満たない場合は最優秀提案者として選定しない。

④審査の順番は提案書等の受付順とする。

⑤プロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う場合、スクリーンは市で準備するが、パソコン、プロジェクターは提案者で準備する。

⑥審査の結果については、すべての提案者へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ掲載する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

(4) 審査結果の公開・非公開

委員会による評価は、非公開とする。

(5) 評価項目及び配点

次の評価項目及び配点（合計１００点）により行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	本業務と同種又は類似業務の十分な実績があるか。	１０
業務目的及び業務内容の理解	本市の上位計画、関連計画、本業務の目的及び検討課題を十分に理解しているか。	５
実施方針	業務を実施する手法は、実現性があり具体的なものであるか。	３０
	手法は、地域特性、周辺環境を考慮した提案になっているか。	１５

	仕様書にない独自の取り組みが記載されており、その取り組みは有効な提案であるか。	10
業務スケジュール	業務スケジュールが実施可能なものであり、作業時間は妥当なものか。	5
説明能力	専門知識がなくても理解できる内容となっているか。	5
	説明が論理的で説得力があるか。	5
	質疑に対する回答は的確か。	5
提案価格	企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。	10

1 1. 失格及び最優秀提案者の取消し

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において、失格となった提案者が最優秀提案者に選定されているときは、発注者は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を最優秀提案者に選定する。

(1) この実施要領に定める手続き以外の手法により、委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合

(2) 実施要領の参加資格に掲げる要件を満たさない場合

(3) 見積金額が異常に低額であるなど不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行った場合

(4) 提案書等の提出後、契約締結までの期間に実施要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合

(5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合

(6) 他の提案者の応募を妨害した場合

(7) 実施要領に違反した場合

1 2. 選定後の契約手続き

(1) 本市は、最優秀提案者を本業務の優先交渉権者として選定したのち、本市と優先交渉権者で提案内容等について協議の上、提案・協議内容を加えた仕様書を作成し、白石市財務規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づ

く随意契約の方法により、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 前号の手続きが不成立の場合は、順次、次点者以下と協議等を行い、契約を締結する。

1 3. 留意事項

(1) 提案書等について

①提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

②提案書等が郵送の場合は、不達及び遅配を原因とする提案者の不利益が生じても、市はその責めを負わないものとする。提案者は配達記録郵便の利用を行うなどの対策を講じること。

③提出された提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに、改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。

④提出期限を過ぎた後は、提案書等の追加、変更等はできないものとする。

⑤理由を問わず、提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。

⑥提出された提案書等は、返却しないものとする。

⑦本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。

⑧提出された提案書等は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製等を行うことがある。なお、白石市情報公開条例（平成16年白石市条例第27号）の規定による情報公開請求があった場合は、同条例の規定によりその全部又は一部を公開することがある。

⑨ 提案者が技術提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

⑩本業務の実施に関して、最優秀提案者の技術提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市と最優秀提案者で協議の上決定することとする。

⑪提案者に対して、市からその内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

1 4. その他

(1) 参加者が1者であっても評価を行う。ただし、最優秀提案者として適当でないと認められる場合は、最優秀提案者を選定しないことがある。

(2) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。

(3) 提案内容については、委託金額提案書により提案された金額内で実施できることを確約したものとみなす。

15. 問い合わせ先

白石市建設部都市創造課

住 所：〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電 話：0224-22-1325

FAX：0224-22-1329

Eメールアドレス：toshi@city.shiroishi.miyagi.jp